ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

TAIWAN LEGAL UPDATE

2021 年 4 月 9 日

台湾弁護士　呉 曉青　日本弁護士　中川 裕茂
台湾弁護士　鄭 宇恬　日本弁護士　若林 耕

Contents

1. 台湾法令アップデート
- 「医療機器管理法」の施行
- 消費者保護法における懲罰的損害賠償の計算に関する最高法院民事大法廷の決定
- 華僑･外国人の投資可能な有価証券に関する通達
- ベンチャー企業向けの台湾イノベーションボードとパイオニアストックボードの展開に合わせる有価証券募集発行規則等の改定

2. 台湾法 Q&A－台湾での拠点設立

3. 今後の関連セミナー等の情報

©Anderson Mori & Tomotsune

1. 台湾法令アップデート

＜医療機器規制＞

「医療機器管理法」の施行

〔ポイント〕本法は医療機器の管理等について定めるものである。従来の薬事法において定められていた医療機器規制のうち一部の条文を取り出し、製品の供給源と流通先に関する情報の確保、一部の低リスク医療機器の電子登録制度の採用、事業者の自発的な通報義務などの制度を追加している。

（2020 年 1 月 15 日に公布、2021 年 5 月 1 日に施行）

〔原文〕 醫療器材管理法、行政院 2021 年 2 月 17 日院臺衛字第 1100001220 號令

＜消費者保護規制＞

消費者保護法における懲罰的損害賠償の計算に関する最高法院民事大法廷の決定

〔ポイント〕消費者保護法 51 条によれば、同法に基づき提起される消費訴訟において、消費者は事業者の故意・過失による損害について、懲罰的損害賠償を請求できる。具体的には、事業者の故意による損害は損害額の 5 倍以下、重大過失による損害は損害額の 3 倍以下、過失による損害は損害額の 1 倍以下の懲罰的損害賠償が定められている。損害額の認定について、財産的損害に加え、非財産的損害が含まれるか否か、従来の最高法院の見解が分かれていた。2021 年 2 月 26 日付け最高法院 108 年度台上字第 2680 号決定では、最高法院民事大法廷は、「消費者が消費者保護法 51 条に基づき懲罰的損害賠償を請求する場合、同条にいう損害額は、非財産的損害の賠償額を含む」と示し、見解を統一した。

（2021 年 2 月 26 日付け最高法院 108 年度台上大字第 2680 号決定）

〔原文〕 最高法院 108 年度台上大字第 2680 號裁定

＜証券投資規制＞

華僑・外国人の投資可能な有価証券に関する通達

〔ポイント〕本通達で、華僑・外国人による証券投資管理弁法 4 条 1 項 6 号に規定されている、華僑・外国人が台湾の証券市場において投資できる「その他主管当局の許可を受けた有価証券」の範囲に、指標連動証券（Exchange Traded Note）が追加された（但し、指標価値の計算方法に台湾ドル為替レートを含む指標連動証券は除外される）。本通達により、海外投資家の資金の台湾資本市場への参入が期待される。

（2021 年 3 月 23 日に公布、2021 年 3 月 31 日に発効）

〔原文〕 金融監督管理委員會 2021 年 3 月 23 日金管證券字第 1100333478 號令

ベンチャー企業向けの台湾イノベーションボードとパイオニアストックボードの展開に合わせる有価証券募集発行規則等の改定

〔ポイント〕金融監督管理委員会は、ベンチャー企業の資金調達のために、2021 年第 3 四半期に台湾証券取引所（TWSE）と Taipei Exchange（TPEx）のエマージングマーケットにおける台湾イノベーションボード（TIB、中国語原文は「臺灣創新板」）とパイオニアストックボード（PSB、中国語原文は「戦略新板」）の開設予定に向けて、「有価証券の募集・発行に関する取扱規則」など関連規定を改定した。ベンチャー企業に対する投資のリスクに鑑み、TIB と PSB の投資者は一定要件を満たした適格投資家に限定される。

（2021 年 3 月 29 日に公布、同日施行）

〔原文〕 發行人募集與發行有價證券處理準則、外國發行人募集與發行有價證券處理準則、發行人募集與發行海外有價證券處理準則、公司募集發行有價證券公開說明書應行記載事項準則、有價證券得為融資融券標準、有價證券集中保管帳簿劃撥作業辦法

©Anderson Mori & Tomotsune

2. 台湾法 Q&A－台湾での拠点設立

台湾弁護士　呉 暁青

Q1　台湾での事業展開を検討しているが、具体的にはどのような事業形態を選択できますか？その違いを教えてください。

回答

台湾会社法によれば、外国企業が台湾域内で経常的に営業活動を行うにあたって、原則としては、現地エンティティとして支店または現地法人を設立する必要があります。また、外国企業が台湾で出張ベースで行うビジネス、台湾で代理店やエージェントに委託して行うビジネス、台湾域外から台湾の消費者向けに行うビジネスについて、原則として上記要件を満たさず現地エンティティの設立は不要です（ただし、台湾で生じた所得等について、台湾の関連税制を適用したうえで納税義務が発生する場合があります）。

一方、台湾域内で営業活動を行わず、本社のための法律行為や事実行為（台湾での契約交渉、入札、情報収集など）を行うための代表者事務所（いわゆる駐在員事務所）、または、特定の建設工事の従事に限定される工事事務所など便宜的な事業形態も存在していますが、ここでは一般的に利用される現地法人及び支店のみについて説明します。

現地法人及び支店の設立について、それぞれの概要及び主な相違点は以下のとおりです。

	現地法人	支店
営業活動の可否	○	○
法人格	あり	なし （本社と同一法人として扱われる）
会社名	中国語社名を決める必要がある	「日商●●台灣分公司」と登記される
事業内容	華僑・外国人投資ネガティブリスト（以下「ネガティブリスト」）[1]により禁止・制限される業種はある。	左記に加えて、支店が運営できる事業は原則として本社の事業内容に限定される。
資本金/運営資金	一部業種を除き、最低資本金制度はない。	台湾での運営に必要とされる資金の登記が必要。一部業種を除き、最低運営資金額の規制はない。
雇用	現地雇用義務はない 就労ビザの取得可	同左

[1] 台湾外国人投資条例に基づき外国法人・個人による投資が禁止、制限される業種です。禁止業種に属する業種について、外国法人・個人による投資は全面禁止とされるが、制限業種について、一定の要件を満たしたうえで、外国法人・個人による投資は許容されます。
同ネガティブリストの中国語原文及び英訳は下記リンクをご確認ください。
https://law.moea.gov.tw/LawContent.aspx?id=GL000176

©Anderson Mori & Tomotsune

設立手続	会社設立登記の前に、外国人投資に関する事前許可(Foreign Investment Approval, 以下「FIA」)を取得する必要がある。	外国人投資審査及び支店登記をまとめて行うので、手続きは比較的に簡易。
その他留意点		● 支店の権利義務は本社に帰属され、異なる法人格による法的責任の遮断ができない。 ● 会計について、支店の損益は本社の損益と合算される。 ● 台湾での納税も必要である。

実際台湾で展開する具体的な事業内容、規模、スキームなどにより、上記の相違点を踏まえて、現地法人または支店を設立するかを個別に検討する必要があります。

Q2　台湾で現地法人を設立するにあたって、必要な手続、所要期間、留意点などを教えてください。

回答

所要手続、期間は事業内容、資本額により異なりますが、共通手続として、中国語の社名と事業内容の事前審査、外国人投資許可(FIA)の申請手続、会社登記手続、税籍登録手続が通常必要となります。また、事業内容により、特定の事業管轄当局の設立・営業許可、輸出入登記、工場設立などの特別な手続も必要とされます。さらに、サイエンスパークなど指定園区に現地法人を設立する場合、FIA 手続と会社登記手続は園区管理オフィスなど同一の窓口で対応が行われることもあります。

共通手続のみの場合は、一般的に約 1～2 か月で設立を完了できます。

各手続の詳細及び留意点は以下のとおりです。

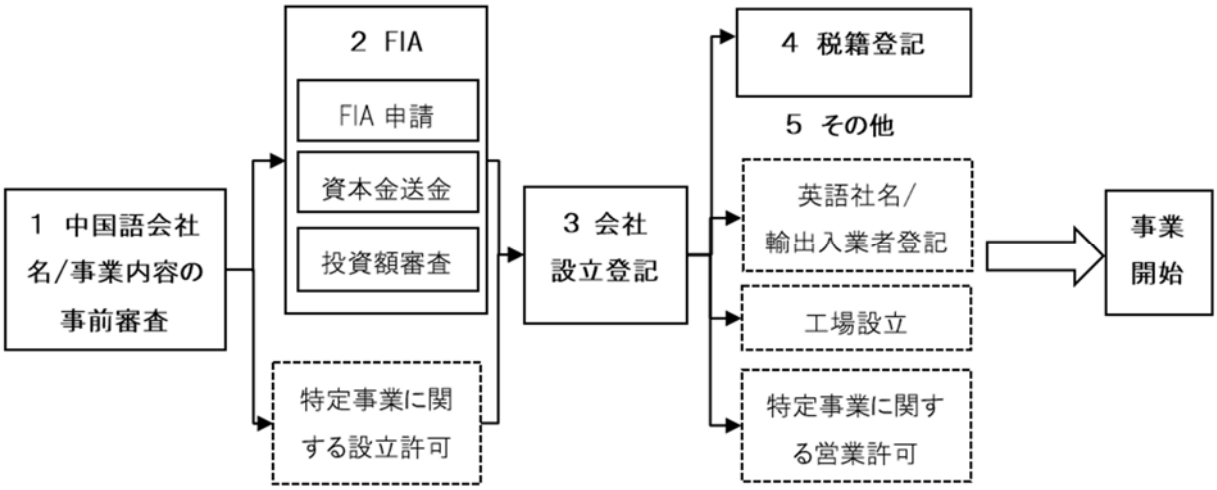

©Anderson Mori & Tomotsune

1　中国語社名と事業内容の事前審査

予定される中国語の社名が台湾全域での既存会社の社名と重複がないことの確認が必要です。また、会社の名称は、台湾の公用語である繁体字中国語で構成されなければならず、英数字、符号、外国文字を含むことができません。

中国語社名の事前確認とともに、運営する事業内容につき特定の事業管轄当局の設立・営業許可の取得の要否を確認するために、台湾経済部中部オフィスに対し、事前審査表を提出する必要があります。

2　外国人投資許可(FIA)の申請手続

台湾経済部投資審議委員会(以下「MOEAIC」)に対し、申請書、中国語社名と事業内容の事前審査表、申請者の身元証明書類、代理人への委任状などを揃えたうえで、FIA を申請します。所要期間は事業内容と資本金により変わります。例えば、ネガティブリストの制限業種を経営せず、かつ、資本金が 5 億台湾ドルを超えない場合、約2～4日必要となるのが通常です。

FIA を取得した後、資本金を海外から台湾に送金することができます。送金完了後に、銀行の送金書類などを提出するとともに MOEAIC に対し送金額審査を申請する必要があります。MOEAIC は資本金が台湾に送金されたことを確認した後に、資本金審査確認書を発行します。

資本金審査確認書を受けることにより現地法人の設立に関する FIA 手続が完了します。

3　会社登記手続

登記申請先は会社の資本金、所在地により異なります。資本金が 5 億台湾ドル以上の場合は経済部商業司、5 億台湾ドル未満の場合は経済部中部オフィスまたは各自治体が申請先となります。また、当局に指定されるサイエンスパーク、バイオパーク、加工輸出区、自由貿易港区に設立する場合、各園区の管理オフィスが FIA 手続、会社登記手続、工場の設立関連手続(必要であれば)を一括して対応します。

4　税籍登録手続

会社設立完了後、所在地の国税局に対し税籍登録を申請し、税籍番号(いわば「統一番号」)を取得する必要があります。税籍番号は台湾で納税申告用の ID 番号です。税籍番号を取得すると、下記 5 の特別な手続が必要とされる場合を除き、会社設立手続が完了し、事業を開始することができます。

5　その他特別な手続

1～4 の共通手続のほか、事業内容により以下の手続を進める必要がある場合があります。

(1) 特定事業の設立・営業許可

特別の法令により事業管轄当局の設立許可、営業許可を取得する必要がある場合、上図のとおり、さらに事業管轄当局に対し申請を行う必要があります。例えば、旅行業、不動産仲介業、保険や銀行などの金融業はこれに該当します。この場合、原則としては、中国語の社名と事業内容の事前審査を得てから、事業管轄当局に申請し、設立許可を取得してから会社設立登記手続を進めることができます。また、事業管轄当局への申請手続は業種により異なりますので、各事業管轄当局に確認する必要があります。

©Anderson Mori & Tomotsune

（2）英語の社名と輸出入業者の登録手続

輸出入業務を運営する場合、台湾経済部国際貿易局に対し英語の社名及び輸出入業者を登録する必要があります。この手続は台湾経済部国際貿易局のウェブサイトでのオンライン申請であり、約数時間で完了できます。なお、登録可能な外国語の社名は英語のみであり、日本語の社名は登録できません。

（3）工場設立

工場を設立する場合、会社設立登記完了後に工場所在地の自治体に対し工場の建設、使用ライセンスを申請する必要があります。サイエンスパークなど園区内に工場を設立する場合、申請手続は各園区管理オフィスに一本化にされています。

以上

©Anderson Mori & Tomotsune

3. 今後の関連セミナー等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー
当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座（オンラインセミナー）を開催しております。今後数回の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

➢ 第 6 回: 2021 年 4 月 22 日（木）日本時間 14:00～15:00
「激動の香港における M&A ～中国大陸法との比較を交えて～」
講師：香港オフィス代表/AMT シニア・フォーリン・カウンセル/香港・英国弁護士 中村 祐子
香港オフィス/AMT アソシエイト/日本弁護士（香港における外国法登録弁護士） 横井 傑

➢ 第 7 回: 2021 年 5 月 19 日（水）
「転換期を迎える中国知的財産制度 ～新・国家知財戦略と専利法・著作権法の改正を交えて～」
講師：アソシエイト/中国弁護士 李 芸
アソシエイト/日本弁護士 岩井 久美子

©Anderson Mori & Tomotsune

- 本台湾ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

- 本台湾ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
台湾弁護士　呉　曉青（wu.hsiaoching@amt-law.com）
台湾弁護士　鄭　宇恬（cheng.yutien@amt-law.com）
日本及びニューヨーク州弁護士　中川　裕茂（hiroshige.nakagawa@amt-law.com）
日本弁護士　若林　耕（ko.wakabayashi@amt-law.com）

- 台湾ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいますようお願いいたします。

- 台湾ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。

「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業および弁護士法人アンダーソン・毛利・友常法律事務所を含むグループの総称として使用しております。